

4. 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行うものです。

(1) 対象者

- ・保育所等に就労する保育士資格を有していない保育従事者

(2) 申請者

- ・国または地方公共団体が設置したものを除く、下記の施設

～対象施設～

- ・保育所
- ・認定こども園
- ・認定こども園または認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ・乳児院
- ・児童養護施設

※個人での申請はできませんのでご注意ください

(3) 支給要件

- ・下記の①～③を満たしていること
 - ①当該年度中に養成施設等で受講を開始していること
 - ②保育士証の交付を受け、上記（２）の施設で１年間以上勤務していること

(4) 補助金額

- ①事業の対象となる者１人につき、養成施設での受講に要した経費の２分の１

ア：養成施設等を卒業することにより保育士資格を取得する場合 上限 30 万円

イ：「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 12010002 号 厚労省雇用均等児童家庭局長通知）別表の②及び③を活用する場合 上限 10 万円

ウ：上記通知別表の①を活用する場合 上限 20 万円